

山形県立保健医療大学作業療法学系同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 この会則は、山形県立保健医療大学同窓会会則（平成17年10月8日制定）5条第1号に規定する山形県立保健医療大学作業療法学系同窓会「ちとせ会」（以下「本会」という）に関して必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 本会の事務局は山形市上柳260番地 山形県立保健医療大学保健医療学部作業療法学科内に置く。
- 第3条 本会は、会員相互の連携と親睦及び作業療法職者としての資質向上を図り、併せて山形県立保健医療大学保健医療学部作業療法学科ならびに大学院保健医療学専攻作業療法学分野の発展に寄与することを目的とする。

第2章 会員

- 第4条 本会は、次に掲げる会員をもって組織する。
- (1) 正会員
山形県立保健医療短期大学作業療法学科、山形県立保健医療大学保健医療学部作業療法学科、山形県立保健医療大学大学院保健医療学専攻作業療法学分野を卒業若しくは修了した者
- (2) 準会員
山形県立保健医療大学保健医療学部作業療法学科、山形県立保健医療大学大学院保健医療学専攻作業療法学分野の在学学生
- (3) 特別会員
第13条に規定する役員会において、山形県立保健医療大学における作業療法学教育に貢献したと認められた者

第3章 事業

- 第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
- (1) 会員の親和交流に関する事業
- (2) 機関誌の発行に関する事業
- (3) 研究会、講演会等に関する事業
- (4) 山形県立保健医療大学保健医療学部作業療法学科ならびに大学院保健医療学専攻作業療法学分野の発展及び教育催事への協力援助に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要と認められた事業

第4章 組織

第6条 本会に、次に掲げる役員及び会計監査を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 理事 若干名
- (6) 会計監査 2名

第7条 役員及び会計監査の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を掌理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにその職務を代行する。
- (3) 書記及び会計は、本会の庶務及び会計に関わる会務を処理する。
- (4) 理事は、本会の目的を遂行する方針の徹底に努めるとともにその事業の執行にあたる。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。

第8条 役員及び会計監査の選出と任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員等は、正会員のうちから選出し、第10条に規定する定期総会で承認を得なければならない。
- (2) 会長は、役員の間選により選出し、第10条に規定する定期総会で承認を得なければならない。
- (3) 役員等の任期は、原則として、前号の定期総会終了の翌日から次々期定期総会終了までの2ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 役員等に欠員が生じた場合は、役員会がこれを選出するものとし、その者の任期は、前号の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。
- (5) 理事の人員は、役員会で決定する。

第9条 本会に、クラス幹事若干名を置く。クラス幹事は、卒業年次毎に1ないし2名選出するものとし、会務の処理を補助する。

第5章 総会及び役員会

第10条 定期総会は原則として1年に1回（暫定的に10月）に開催するものとし、会長が召集する。前項の規定にかかわらず、会長は緊急に決定すべき事項があるときは、役員会において審議し、臨時総会で承認を得ることができる。

第11条 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 会則の制定改廃に関すること

- (2) 役員等の任免に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) 資産の管理に関する事
- (5) 事業計画に関する事
- (6) その他会長が必要と認めた事項

第12条 総会における議決は、正会員である出席者の過半数をもって決する。

第13条 会長は、役員による役員会を原則として年1回開催するものとする。前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときに臨時にこれを開催することができる。

第14条 役員会は、会務に関する事項を審議する。

第15条 役員会は、委任状を含め役員^の3分の2以上の出席により成立する。議事は、出席役員^の過半数をもって決する。

第16条 会計監査は、役員会に出席し、意見を述べる^{こと}ができる。

第17条 役員会に止むを得ない理由により出席できない者は、書面をもって会長に委任^することができる。

第6章 会計

第18条 本会の会計年度は毎年の定期総会日に始まり、翌年の定期総会日に終わる。

第19条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第20条 本会の会費として、学部卒業時または大学院修了時に1万円を納入する。

第21条 特別会員は、会費の納入を免除するものとする。

第22条 その他会計に関し必要な事項は別に定める。

第7章 雑則

第23条 この会則に定めるもののほか、本会の事務に関し必要な事項は、役員会で定める。

附則 この会則は、平成17年10月8日より施行する。

一部改定 平成20年10月4日